



議員提出第10号議案

大田区入学祝金支給条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和2年11月27日

大田区議会議長 塩野目 正 樹 様

提 出 者

大 竹 辰 治	清 水 菊 美	黒 沼 良 光
佐 藤 伸	菅 谷 郁 恵	福 井 亮 二
荒 尾 大 介	杉 山 公 一	

大田区入学祝金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、子育て支援の一環として小・中学校、特別支援学校等（以下「小・中学校等」という。）に児童生徒が入学する際、入学祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより入学を祝し、もって健全な子育ての推進に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 祝金の支給を受けることができる者は、毎年4月1日（以下「基準日」という。）において、区内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録がある者であって、その年の4月に小・中学校等に入学する児童生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準日の翌日以降に転入し、入学式の日の前日までの間に前項の住民登録をした者が、その年の4月に小・中学校等に入学する児童生徒の保護者である場合は、支給対象者とみなす。

(支給額)

第3条 祝金の額は、小・中学校等に入学する児童生徒1人につき3万円とする。

(支給期日)

第4条 祝金は、毎年4月に支給する。ただし、やむを得ない場合は、支給期日を変更することができる。

(返還)

第5条 区長は、偽りその他不正な手段により、祝金の支給を受けた者に対し、祝金を返還させることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

子育て世代、若年層の収入が厳しい中、児童生徒の保護者に入学祝金を支給することにより、子育て家庭の就学における支援をするとともに、児童生徒の健全な育成を助長するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。